

事例5 合同製鐵(株)による朝日工業(株)の株式取得

第1 本件の概要

本件は、鉄鋼製品の製造販売業を営む合同製鐵株式会社（法人番号 6120001049614）（以下「合同製鐵」といい、同社と既に結合関係が形成されている企業の集団を「合同製鐵グループ」という。）が、鉄鋼製品の製造販売業を営む朝日工業株式会社（法人番号 2013301000418）（以下「朝日工業」といい、同社と既に結合関係が形成されている企業の集団を「朝日工業グループ」という。また、合同製鐵と朝日工業を併せて「当事会社」、合同製鐵グループと朝日工業グループを併せて「当事会社グループ」という。）の株式に係る議決権の全部を取得すること（以下「本件行為」という。）を計画したものである。

関係法条は、独占禁止法第10条である。

なお、当事会社グループは、いずれも鉄鋼製品の製造販売業を営む会社であり、当事会社が製造販売する特定の商品間で水平関係にあるものが複数存在するが、以下では、これらのうち、競争に与える影響が比較的大きいと考えられる一般鉄筋について詳述する。

第2 一定の取引分野

1 商品の概要

(1) 鉄筋

鉄筋とは、コンクリートを補強するために、コンクリートと組み合わせて使用される異形棒鋼¹であり、土木・建築用の鉄筋として鉄筋コンクリート構造の構造物などに用いられている。

鉄筋は一定の長さで製造販売されているため、建造物の施工に当たっては、鉄筋を接合して所要の長さにする必要がある。鉄筋は、ガス圧接資格を有する職人が端部を突き合わせて圧力を加えながら炎で加熱し、ふくらみを形成して接合することが一般的であるが、近年では、接合をより容易にするために、あらかじめ表面をねじ状に加工した特殊な鉄筋（以下「ねじ節鉄筋」という。その他の鉄筋を「一般鉄筋」といい、ねじ節鉄筋と一般鉄筋を併せて「鉄筋」という。）が開発されており、かん合性²を有する同一のねじ形状に加工された筒状の部品（以下「ねじ節鉄筋継手」という。）を用いて効率的に接合することができる。

¹ 棒鋼とは、棒状の鋼材を意味する。棒鋼には、断面が円形の丸棒、正方形の角棒のほか、建設用としてコンクリートの付着性が高まるように表面に節などの突起を付けた異形棒鋼などがある。

² かん合性とは、ねじ節鉄筋の表面のねじ状の凹凸部分が、筒状のねじ節鉄筋継手の内側の凹凸部分としっかりかみ合わさり、ねじ込んで締めることができることを指す。ねじ節鉄筋においては、かん合性を確保するために、ねじ節鉄筋の凹凸とねじ節鉄筋継手の凹凸との対応が確保されていることが重要である。一方、一般鉄筋にも表面に凹凸が存在するが、これはコンクリートとの付着性を高めるためのものであり、ねじとしての役割はない。

鉄筋コンクリート構造の主筋³として使用される鉄筋の接合方法としては、ガス圧接継手⁴、溶接継手⁵及び機械式継手⁶の3種類がある。機械式継手のうち、最も普及しているのは、ねじ節鉄筋とねじ節鉄筋継手を組み合わせて使用する方法である。

機械式継手は、職人の技能に依存せずに継手としての一定の信頼性が確保でき、高強度鉄筋の接合の安全性が確認されており、縮みがなく、雨天時の作業が可能で工期が短縮できるといった長所を有することから、高度の信頼性が要求される高層建築物の場合や、施工期間が短い工事の場合には、機械式継手が選択され、それ以外の場合にはガス圧接継手や溶接継手が選択される傾向にあるなど、一定の使い分けがなされている。これらのうち、機械式継手ではねじ節鉄筋が使用されることが多く、ガス圧接継手では一般鉄筋が使用されることが多い。

(2) 鉄筋の規格

鉄筋は、「JIS G 3112 鉄筋コンクリート用棒鋼」として規格化されており、直径の長さにより細物、ベース物及び太物に分類され、さらに、それぞれ強度に応じて5種類に分類される。また、主にねじ節鉄筋については、JIS規格外の大臣認定品⁷として、強度の高い5種類の鋼種が存在する。

鉄筋の細物は、補助筋⁸として主筋に対して垂直方向に使用することによりせん断破壊⁹を防止することを目的として使用される一方、ベース物及び太物は、主筋として曲げ破壊¹⁰を防止することを目的として使用される。

2 商品範囲

(1) 一般鉄筋とねじ節鉄筋

一般鉄筋にはJIS規格で定められる5種類の鋼種が存在するが、ねじ節鉄筋には、JIS規格の5鋼種に加えて、より強度を高めたJIS規格外の超高強度鋼種も存在する。また、ねじ節鉄筋は、安全性や工期等の観点から、高層の鉄筋コンクリート建造物を施工する際に選択される工法で用いるのに適している。こうしたことから、高層の建造物を施工する場合、ねじ節鉄筋が使用されることが多い傾向にあり、特に、

³ 主筋とは、鉄筋コンクリート造りの柱や梁（はり）に入れて、その建物の荷重を負担する鉄筋である。

⁴ ガス圧接継手とは、鉄筋の端面を突き合わせ、圧力を加えながら加熱し、ふくらみを形成して接合する方法である。

⁵ 溶接継手とは、鉄筋の端面の間に溶接棒を挿入し、溶かし込んで溶接する方法である。

⁶ 機械式継手とは、鉄筋と鉄筋との間に、専用の継手部品をかみ合わせて部品をかみ合わせて接合させる方法である。

⁷ 建築基準法に基づいて国土交通大臣が認定したもの。

⁸ 補助筋とは、主筋に対して垂直に使用することにより、建物の構造体の変形を防ぐための鉄筋である。

⁹ せん断破壊とは、せん断力（ずれ合う力）により生じる破壊である。例えば、梁にせん断破壊が生じると、梁に斜めのひび割れが入り、ずれて崩壊する。

¹⁰ 曲げ破壊とは、曲げにより生じる破壊である。例えば、地震によって柱の上下に大きな力がかかった場合、柱の上下が曲げの力に耐えられなくなると曲げ破壊が生じる。

超高強度鋼種の鉄筋を必要とする高層の建造物を施工する場合は、ねじ節鉄筋のみが用いられる。このため、ねじ節鉄筋と一般鉄筋の需要の代替性は限定的である。

また、一般鉄筋の製造販売業者がねじ節鉄筋を新たに製造販売するには、かん合性を有する同一のねじ形状のねじ節鉄筋継手と組み合わせて開発する必要があるが、ユーザーは小型で薄く、施工しやすいねじ節鉄筋継手を好むことから、こうした特性と安全性とを両立させることのできるねじ節鉄筋継手を開発するには一定の時間を要する。メーカーがねじ節鉄筋及びねじ節鉄筋継手に十分な安全性が確保されることを実験で証明し、公的な性能証明を獲得するまでには2年程度を要するといわれている。また、ねじ節鉄筋市場への参入には相応の技術力・ノウハウ等が求められることから、新たにねじ節鉄筋の製造販売を開始するためには、数年程度はかかると思われる。このように、現在ねじ節鉄筋を製造していない事業者が、直ちにねじ節鉄筋を製造販売することは困難であり、実際にも、一般鉄筋とねじ節鉄筋とでは競争事業者の顔ぶれが異なっていることも踏まえると、一般鉄筋の供給者にとってねじ節鉄筋との供給の代替性は限定的である。他方、ねじ節鉄筋の製造販売業者は比較的容易に一般鉄筋の製造販売に切り替えることができるため、ねじ節鉄筋の供給者にとって一般鉄筋との供給の代替性は一定程度存在する。

当事会社グループは一般鉄筋のみで競合しているところ、ねじ節鉄筋の供給者にとって一般鉄筋との供給の代替性が一定程度存在することを踏まえて、一般鉄筋とねじ節鉄筋を併せて商品範囲を画定することも考えられるが、ここではより慎重に検討する観点から、一般鉄筋とねじ節鉄筋とは、別の商品範囲として検討し、ねじ節鉄筋から一般鉄筋への製造販売の切替えの可能性については参入圧力として検討する。

(2) 細物とベース物・太物

前記1(2)のとおり、一般鉄筋は細物、ベース物及び太物に大別されるが、細物は補助筋として、ベース物及び太物は主筋として使用され、両者で用途が異なることから、細物の一般鉄筋（以下、「一般鉄筋（細物）」という。）とベース物及び太物の一般鉄筋（以下、「一般鉄筋（ベース物・太物）」という。）との間に需要の代替性は認められない。また、一般鉄筋（細物）の製造販売業者が一般鉄筋（ベース物・太物）を製造するには、圧延設備の更新等の多額の設備投資が必要であり、製造を転換することは容易ではないことから、供給の代替性も認められない。他方、ベース物の一般鉄筋と太物の一般鉄筋については、同一の設備において、圧延ロールを変更するのみで、多大な追加的費用やコストを伴うことなく製造を転換することができることから、供給の代替性が認められる。

したがって、一般鉄筋（細物）と一般鉄筋（ベース物・太物）とは、別の商品範囲を構成する。このうち、当事会社グループは、一般鉄筋（ベース物・太物）のみで競

合している。

(3) 強度の異なる一般鉄筋（ベース物・太物）

上記1(2)のとおり、一般鉄筋には、強度の異なる複数の鋼種が存在する。構造物の種類、部位等によって求められる一般鉄筋の強度は異なるため、強度の異なる鋼種間の需要の代替性は認められない。

他方、当事会社グループが競合する関東地方における一般鉄筋（ベース物・太物）の製造販売業者はいずれも追加の設備投資を行うことなく強度の異なる各鋼種の製造販売が可能であるため、供給の代替性が認められる。

したがって、強度の異なる鋼種の一般鉄筋（ベース物・太物）は、同一の商品範囲を構成する。

(4) 小括

以上のことから、本件では、「一般鉄筋（ベース物・太物）」を商品範囲として画定した。

3 地理的範囲

一般鉄筋（ベース物・太物）の主な需要者である総合建設業者などの建設業者は、指定鉄筋制度¹¹があることなどにより、通常、北海道地方、東北地方、関東地方といった地域ブロックの範囲内で調達を行っており、価格も地域ブロックごとに異なっている。

以上のことから、本件では、当事会社グループで競合関係にある「関東地方」を地理的範囲として画定した。

なお、関東地方においては、他の地域ブロックからの一般鉄筋（ベース物・太物）の流入が一部認められるため、隣接地域からの競争圧力として検討する。

第3 本件行為が競争に与える影響

1 単独行動による競争の実質的制限

(1) 当事会社グループの地位及び競争事業者の状況

本件行為後の一般鉄筋（ベース物・太物）における当事会社グループの合算市場シェアは、約60%、HHIは約4,500、HHI増分は約1,900であることから、水平型企業結合のセーフハーバー基準に該当しない。

¹¹ 鉄筋加工業者があらかじめ特定の鉄筋メーカーの鉄筋を使用することを決める制度。例えば、関東地方の鉄筋加工業者は、通常、関東地方の鉄筋メーカーを指定している。

【平成29年度における一般鉄筋（ベース物・太物）の市場シェア】

順位	事業者名	市場シェア
1	合同製鐵グループ	約35%
2	朝日工業グループ	約25%
3	A社	約25%
4	B社	約5%
5	C社	約5%
	輸入	0-5%
合計		100%
合算市場シェア・順位：約60%・第1位		

本件行為後の当事会社グループの市場シェアは約60%（第1位）となるが、有力な競争事業者として、市場シェア約25%のA社が存在する。

本件においては、競争事業者の供給余力について評価するために、臨界損失分析の考え方を応用した経済分析を行った。具体的には、統合後の当事会社が直面する臨界損失を推定し、これと競争事業者の供給余力を比較する手法を採った¹²。

分析の結果、得られた臨界損失との比較において、競争事業者の供給余力は、一定程度の規模を有することが示唆された。

以上から、競争事業者からの競争圧力が一定程度認められる。

(2) 輸入

平成29年度における一般鉄筋（ベース物・太物）の輸入数量は、0から5%と僅少であり、需要者からのヒアリングにおいても、輸入品が当事会社グループの一般鉄筋（ベース物・太物）の代替的な選択肢になるとの回答はほとんどなかった。

以上から、輸入圧力は認められない。

(3) 参入

一般鉄筋（ベース物・太物）を製造するためには、一定の設備を備える必要があり、既に一般鉄筋（細物）を製造している事業者であっても、多額の設備投資が必要である。実際に、過去に一般鉄筋（ベース物・太物）に参入した事例は限られており、近い将来における参入の蓋然性も認められない。

¹² (ブレイクイーブンの) 臨界損失とは、ある需要に直面する企業が、一定程度（例えば5%から10%）の値上げを行った場合の利益に、値上げ前の利益と比較してちょうど等しくなるときの需要の減少量である。もし、臨界損失以上に需要量が減少すれば、当該企業は値上げによって利益が減少することになるので、当該値上げを行うことは合理的ではない。したがって、臨界損失は、当該企業が合理的な範囲で値上げを行った際に、当事会社以外の競争事業者に流出する需要量の最大値であると捉えることができる。

他方、前記第2の2(1)のとおり、ねじ節鉄筋の製造販売業者は比較的容易に一般鉄筋の製造販売に切り替えることができる。ねじ節鉄筋の市場規模は、一般鉄筋と比較して相当程度小さいが、ねじ節鉄筋の製造販売業者からの参入圧力が一定程度働いていると認められる。以上から、参入圧力が一定程度認められる。

(4) 隣接市場からの競争圧力

ア ねじ節鉄筋からの競争圧力

前記第2の1(1)のとおり、鉄筋の接合方法として、ガス圧接継手、溶接継手及び機械式継手は一定の使い分けがなされているものの、いずれの接合方法も利用可能な場合もあるなど、ねじ節鉄筋と一般鉄筋は代替的に使用され得る。また、ねじ節鉄筋の市場規模は、一般鉄筋の市場規模と比較すると相当程度小さいが、実際に、ねじ節鉄筋メーカーと一般鉄筋メーカーとの間における価格競争が行われている事例が認められる。

以上から、隣接市場（ねじ節鉄筋）からの競争圧力が一定程度認められる。

イ 隣接地域からの競争圧力

指定鉄筋制度の対象となる建物本体の鉄筋については、通常、関東地方の鉄筋メーカーが指定されているため、他の地域の鉄筋メーカーからの競争圧力は働かない。他方、指定鉄筋制度の対象外である基礎杭などでは、他の地域の鉄筋メーカーの一般鉄筋（ベース物・太物）が使用されており、一定の牽制力になっていると認められる。

以上から、隣接地域からの競争圧力が一定程度認められる。

(5) 需要者からの競争圧力

主な需要者である総合建設業者等の建設業者は、施主が複数の総合建設業者間で価格を競わせるなどしていることから、一般鉄筋（ベース物・太物）メーカーに対して、価格引下げ圧力を有している。一般鉄筋（ベース物・太物）は、JIS規格や大臣認定といった一定の条件を満たしていれば、品質はほとんど問題にならず、価格のみが比較されるため、一般鉄筋（ベース物・太物）の需要者は、価格次第で調達先を変更することも容易である。

以上から、需要者からの競争圧力が認められる。

(6) 小括

以上のことから、本件行為により、当事会社グループの単独行動によって、関東地方における一般鉄筋（ベース物・太物）に係る取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと認められる。

2 協調的行動による競争の実質的制限

当事会社グループの競争事業者はいずれも一定程度の供給余力を有しており、価格引下げにより他の競争事業者の売上げを奪う余地があると考えられること、また、競争事業者が複数存在していることや参入圧力・隣接市場からの圧力が一定程度存在し、需要者からの競争圧力が認められることを踏まえると、各事業者が互いの行動を高い確度で予測することは困難であると考えられる。以上のことから、当事会社グループと競争事業者との協調的行動によって、関東地方における一般鉄筋（ベース物・太物）に係る取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと認められる。

第4 結論

本件行為により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。